

## 論点メモ（案）

### 論点1 住居荒廃とその住人をめぐる現状と問題

- 「住居荒廃」の定義・類型化
  - ・種類（「ごみ屋敷」、樹木の繁茂、多頭飼育・給餌）と程度
- いわゆる「ごみ屋敷」や樹木の繁茂といった住居の荒廃の実態
- 高齢者の増加と「セルフ・ネグレクト」の社会的認知度の高まり
- 空き家問題の予防としての住居荒廃対策
- 「住居荒廃」問題に対する自治体間の温度差

### 論点2 住居荒廃への対処策と課題

- 既存法に基づく対応
  - ・廃棄物処理法 → 「廃棄物」への該当性判断の難しさ
  - ・道路交通法 → 命令権者の警察署長（都道府県）との協力関係
  - ・消防法 → 火災リスクの認定の難しさ
  - ・建築基準法 → 「保安上危険な建築物等」への該当性判断の難しさ
    - (当該都市自治体が建築主事を置いていない場合) 都道府県との協力関係
  - (・空家対策特措法)
  - (・民法 709条、717条)
  - (・刑法 204条〔傷害罪〕)
- 対策条例の制定
  - ・条例の類型化（法律実施条例・独立条例、目的・趣旨規定、所管部局）
  - ・対象となる住居荒廃の定義、措置内容、権限行使の要件
  - ・補助金などのインセンティブの付与
  - ・審議会といった第三者機関や専門職の活用 ←客観性・専門性・公平性の確保
- 財産権への配慮
  - ・憲法 29条1項と同条2項にいう「公共の福祉」とのバランス
- 諸外国における法制度等
  - ・ドイツ：住宅監査法（Wohnungsaufsichtsgesetz）（NRW州、ヘッセン州、ベルリン市、ハンブルク市）  
『荒廃不動産（いわゆる「スクラップ不動産」）への法的対応の手引き（連邦環境・自然保護・建設・原子炉安全省 2014年）』
  - ・フランス：「荒廃区分所有建物」（区分所有法典）
  - ・アメリカ：反溜め込み条例（Anti-Hoarding Ordinance）、住宅安全法

### 論点3 セルフ・ネグレクトや事理弁識能力を欠く住人への対処策と課題

○荒廃した住居の住人が抱える課題に対する都市自治体の認識

- ・認知・判断力の低下、精神疾患、メンタルヘルス
- ・身体能力の低下、身体疾患
- ・経済的困窮
- ・社会からの孤立（セルフ・ネグレクト）
- ・（財産に関する）消費者被害

○積極的に行行政サービスを利用しようとしない者への対処

- ・人格権への配慮
- ・行政側の能動的なアウトリーチの必要性（申請主義からの転換）
- ・都市自治体によるアウトリーチの取組み状況と課題
- ・法的根拠—老人福祉法、高齢者虐待防止法

○個人情報の収集目的外利用／提供

- ・府内での目的外利用／提供の実態と課題
- ・外部の関係機関との情報共有の実態と課題

#### ○各種制度の活用

- ・介護保険、地域包括ケアシステム、生活保護、生活困窮者自立支援、障害者支援、コミュニティソーシャルワーカー
- ・都市自治体における取組み状況と課題
- ・切れ目のない支援体制の構築  
（・法改正の必要）

○都市自治体による成年後見制度の積極的な利活用の促進

- ・成年後見等開始の市町村長申立て
- ・「市民後見人」の育成及び活用

○地域コミュニティや福祉関係団体との協力関係の構築

- ・地域包括ケアシステムを活用した取組みのあり方
- ・自治会などの地域コミュニティによる見守り・支援
- ・切れ目のない支援体制の構築

○事理弁識能力を欠く者に対する、罰則や氏名公表といった不利益的措置の妥当性

○諸外国における取組み

- ・イギリス：成年後見法（the Mental Capacity Act 2005 in the UK）
- ・ドイツ：世話法（Betreuungsgesetz）（社会都市、コミュニティマネジメント）
- ・アメリカ：成人保護機関（Adult Protective Services）による支援

#### 論点4 住居荒廃とその住人への総合的な対応策（政策法務、地域福祉）の可能性

##### ○対物的措置と対人的措置の総合的な対応策

- ・住居荒廃とその住人の両方にアプローチする施策の必要性
- ・課題を抱える住人に対して、支援・サポートを行うことの重要性
- ・強制的措置と福祉的支援のバランス
- ・根本的な問題解決の方策
- ・「住居荒廃」のパターン種類と程度に応じた対処法のあり方（マニュアル化）
- ・周辺住民の理解

##### ○総合的な対応のための体制づくり

- ・府内間連携（環境部局・福祉部局・建築部局・住宅部局・地域部局間の連絡調整）
  - ・個人情報の収集目的外利用／提供のあり方
  - ・地域コミュニティとの連携（自治会・社会福祉協議会・協議会型住民自治組織・NPO）
- 現行法制のもとでの条例立案や施策実施の限界
- ・法改正や新規立法を必要とする事項